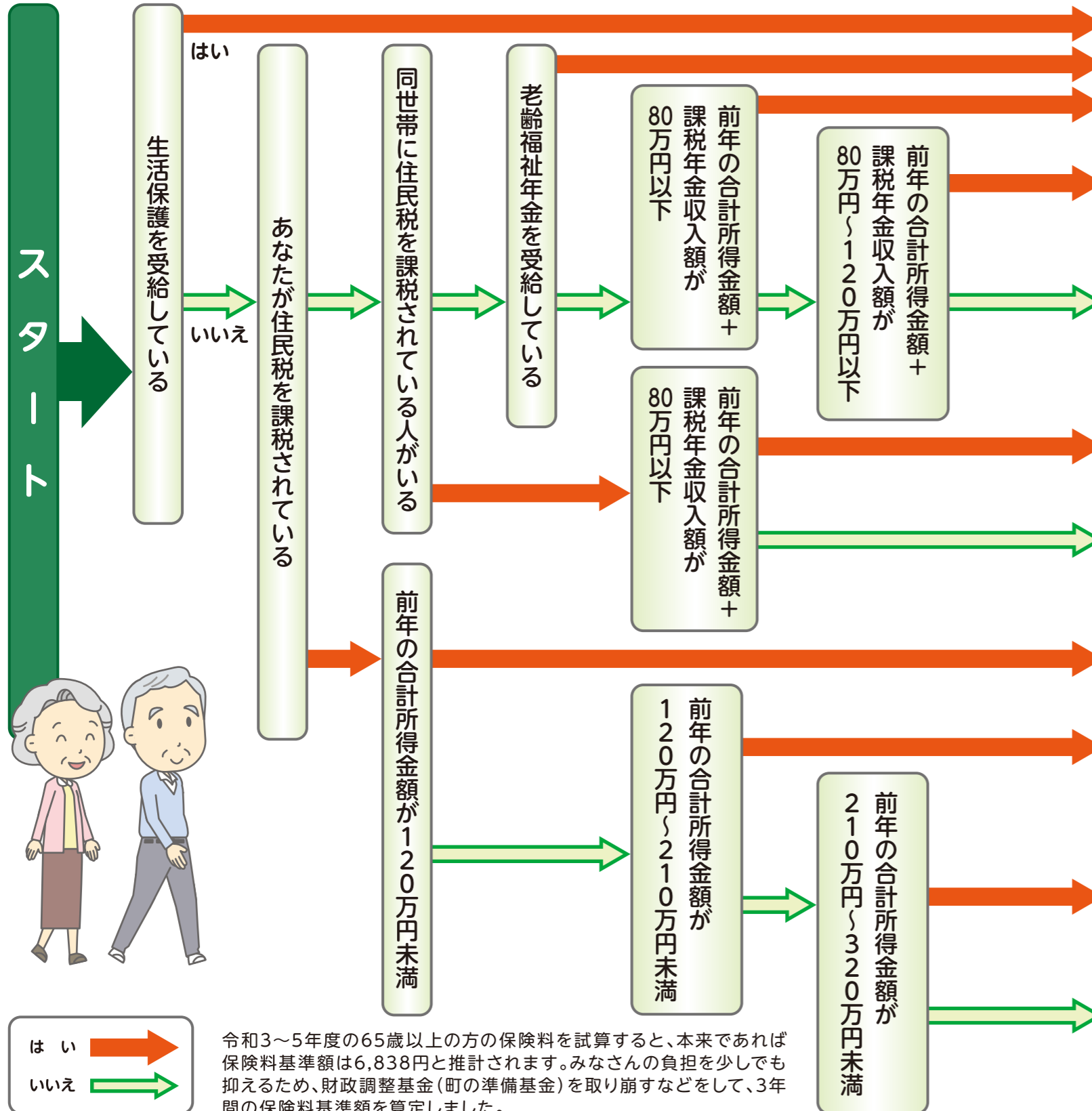


保険料段階を 確認してみましょう!

(令和3年度から介護保険料が変わりました)
65歳以上の方の保険料は本人または同世帯員の
住民税課税状況や所得額に応じて決定します。

- 【老齢福祉年金】 明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得のない人や他の年金を受給できない人に支給される年金です。
- 【合計所得金額】 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
- 【課税年金収入額】 国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のことで、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金は含まれません。



令和3~5年度の65歳以上の方の保険料を試算すると、本来であれば保険料基準額は6,838円と推計されます。みなさんの負担を少しでも抑えるため、財政調整基金(町の準備基金)を取り崩すなどをして、3年間の保険料基準額を算定しました。

所得段階	対象者	負担割合	月額	年額
第1段階	生活保護を受給している方及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者または、前年の年金以外の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.50 ※(0.30)	3,300円 ※(1,980円)	39,600円 ※(23,760円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の年金以外の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.75 ※(0.50)	4,950円 ※(3,300円)	59,400円 ※(39,600円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の年金以外の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.75 ※(0.70)	4,950円 ※(4,620円)	59,400円 ※(55,440円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の年金以外の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.90	5,940円	71,280円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、前年の年金以外の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額	6,600円	79,200円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	7,920円	95,040円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	8,580円	102,960円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	9,900円	118,800円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上の方	基準額 ×1.70	11,220円	134,640円

※第1段階者から第3段階者を対象に軽減措置を実施